

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

GX脱炭素電源法

電気事業法や原子炉等規制法など5つの法改正を束ねた法律が成立。原発の運転期間について安全審査などによる停止期間を除外することで60年超の運転が可能に。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/ 5(月) 友引 世界環境デー
6(火) 先負 芒種
7(水) 仏滅
8(木) 大安
9(金) 赤口 天皇・皇后両陛下結婚30年
10(土) 先勝 時の記念日、体操全日本種目別選手権
11(日) 友引 入梅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/29(月)	31,234 △318	140.44 ▼0.91
30(火)	31,328 △94	140.25 △0.19
31(水)	30,888 ▼440	139.74 △0.51
6/ 1(木)	31,148 △260	139.91 ▼0.17
2(金)	31,524 △376	138.99 △0.92

災害により資産に損害を受けた場合

今月2日からの大雨により各地で被害が出ています(5日時点で茨城・埼玉・静岡・和歌山の5市1町に災害救助法を適用)。

◆ 住宅や家財などが損害を受けた場合(所得税)

災害により住宅や家財などが損害を受けた場合は、「雑損控除(所得控除)」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらかを適用できます。

◎雑損控除……生活に通常必要な資産が損害を受けた場合に、一定金額(「損失額-所得金額の10%」又は「災害関連支出の金額-5万円」のいずれが多い方)を所得金額から控除できます。

◎災害減免法……住宅や家財の損害額が時価の1/2以上であり、災害にあった年分の所得金額が1千万円以下の方が適用でき、所得金額に応じて所得税が軽減・免除されます(500万円以下は全額免除、750万円以下は1/2軽減、1千万円以下は1/4軽減)。

◆ 法人の資産が損害を受けた場合(法人税)

◎減失・損壊した資産等……棚卸資産や固定資産などが減失・損壊した場合の損失、損壊した資産の取壊しや土砂等を除去する費用は損金に算入できます。

◎資産の評価損……棚卸資産や固定資産などに著しい損傷が生じて時価が帳簿価額を下回る場合は、その差額を評価損として損金に算入できます。

◎復旧のための費用……損傷を受けた固定資産の原状回復や補強工事などの費用は修繕費となります。

◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付……災害のあった事業年度で生じた災害損失欠損金額は、その事業年度開始日の前2年以内(白色申告の場合は前1年)に開始した事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求することができます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201521

令和4年分の確定申告状況(所得税・贈与税)

国税庁によると、令和4年分の所得税の確定申告書は2295万1千人が提出し、そのうち申告納税額があった方は653万4千人、還付申告を行った方は1332万7千人でした。

また、申告書を自宅等からe-Taxで提出した方(税理士による代理送信を含む)は1075万7千人で、そのうち納税者本人によるスマホ申告は前年比63%増の249万人と大幅に増加しています。

贈与税の申告については、暦年課税を適用した申告が45万4千人、相続時精算課税を適用した申告が4万3千人となっています。なお、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は5万人が申告し、3392億円が非課税の適用を受けました。

★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※6月支給の給与から、新年度の個人住民税特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※労働保険の「年度更新手続き」は6月1日から7月10日です。また、健康保険・厚生年金の「算定基礎届」の提出期限も7月10日なので早めに準備します。

※6月は全国安全週間(7月1日~7日)の準備月間です。今年のスローガンは「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

災害により資産が損害を受けた場合の所得税・法人税の取扱い

◆災害によって住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減又は免除

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、「雑損控除」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択し、所得税の全部又は一部を軽減できます。

◎「雑損控除」の概要

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領によって、住宅や家財など生活に通常必要な資産※に損害を受けた場合に「差引損失額※－総所得金額等×10%」又は「差引損失額のうち災害関連支出の金額※－5万円」のいずれが多い方の金額を所得金額から控除できます。

なお、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。

※生活に通常必要な資産に、事業用の資産や別荘、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなどは該当しません。

※差引損失額とは「損害金額＋災害等に関連したやむを得ない支出の金額－保険金などにより補填される金額」です。

※災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

◎「災害減免法による所得税の軽減免除」の概要

災害による住宅や家財の損害金額（保険金などの補てんされる金額を除く）がその時価の2分の1以上、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下の方で、その災害による損失額について雑損控除を受けない場合は、その年の所得税が次のように軽減・免除されます。

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税額の全額を免除
500万円を超え750万円以下	所得税額の2分の1を軽減
750万円を超え1000万円以下	所得税額の4分の1を軽減

※減免を受けた年の翌年分以降は、減免を受けられません。

◆災害により法人の資産が損害を受けた場合の主な取扱い

◎災害により滅失・損壊した資産等

商品や店舗などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失や、損壊した資産の取壊し又は除去のための費用、土砂その他の障害物の除去のための費用は、損金の額に算入されます。

◎資産の評価損

棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について、災害による著しい損傷が生じ、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

◎復旧のために支出する費用

災害により被害を受けた固定資産（評価損を計上したものを除く）について、その原状を回復するための費用は、修繕費となります。また、被災前の効用を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止等の費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。

なお、被災資産について支出する費用（上記に該当するものを除く）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

◎災害損失特別勘定の設定等

災害のあった日の属する事業年度において、被害を受けた棚卸資産等の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた場合は、その事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができます。これにより災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、災害損失の額に含まれます。

◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付

災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日から前1年（青色申告書の場合には前2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

※災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。